

子育てふれあいひろば

20日、26日は育児講座を開催します
お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)
子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|-----------|-----------|----------|------------|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 ひろば | 6 ひろば | 7 親子 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 ひろば | 13 ひろば | 14 親子 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 ひろば | 20 講座 | 21 親子 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 講座 | 27 ひろば | 28 親子 | 29 昭和の日 | 30 |

◆パクパクッキング(20日)
時間 午前9時30～11時30分
講師 市役所栄養士
対象 1歳6カ月から
離乳食未完了児
申込 4月11日～15日
準備物 エプロン、三角巾

◆ベビービクス(26日)
講師 田鍋いずみ先生
対象 1歳未満のお子さん

※育児講座を詳しく知りたい方はお問い合わせください。

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。

キッズルーム開放 午前10時～午後3時(月曜日～金曜日) 育児相談 午前9時～午後4時(月曜日～金曜日)

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分 ●会場：生きいき健康センター

子育てひろば 午前10時～11時30分 ●会場：大隅弥五郎伝説の里 12日：岩川地区農業構造改善センター

●会場：財部保健福祉センター 27日：財部交流館

育児講座 午前9時30分～11時30分 ●会場 20日：財部保健福祉センター 26日：大隅弥五郎伝説の里

光回線サービスの乗り換えは慎重に

お問い合わせ先

商工観光課 消費生活センター ☎ 0986-76-8823

【事例】

大手電話会社を名乗り「新サービスです」と電話がかかってきたので、長年契約している会社だと思っ
話を聞いた。光回線サービスの利用料が安くなると思
い、担当者に言われるまま転用承諾番号をインター
ネット取得し、伝えた。しかし、届いた登録完了通
知を見たら、大手電話会社とは別会社との契約である
ことが分かった。解約したい。(60代・男性)

▽NTT東日本とNTT西日本(NTT東西)が光回線サービスの卸売を開始し、多くの事業者が光回線だけでなく、独自サービス等をセットにして販売するなど、契約内容が多様化、複雑化しています。

▽勧誘を受けた際は、必ず契約先の事業者名、サービス名等の契約内容を確認しましょう。NTT東西から他の事業者へ乗り換える場合は、転用承諾番号の取得が必要で、NTT東西との契約はなくなります。

▽「安くなる」と言われても、他のサービスとのセット契約でかえって高額になったり、現在契約しているサービスの解約料が発生したりする場合があります。現在の契約内容を理解したうえで検討しましょう。

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

5月11日(水)、午前10時～正午に本庁1階会議室で消費生活弁護士相談会を開催します。相談時間は1人30分です。相談は無料ですが、事前の申し込みが必要です。なお、定員になり次第締め切ります。

年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）について

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 社会福祉係 ☎ 0986-72-0936
 末吉 介護福祉課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
 大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい低所得の高齢者を対象に、「年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）」を支給します。

対象者

▽平成27年度の市町村民税が課税されていない方で、平成28年度中に65歳以上になる方。
 ※ただし、平成27年度の市町村民税が課税されている方の扶養親族等は対象外になりません。また、生活保護の被保護者の方も対象外です。

支給額

▽支給対象者1人につき3万円（1回限り）

申請手続

対象と思われる方には、4月下旬に申請書等を郵送します。その後、申請の受付になります。詳しくは、別途お知らせします。

支給時期

▽6月以降



カクニンジャ

平成28年4月から「子育て支援パスポート事業」の全国共通展開がはじまります

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎ 0986-72-0936
 末吉 介護福祉課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
 大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

かごしま子育て支援パスポートが、県外（一部の都道府県を除く）でも利用できるようになります。利用可能な協賛店は、左の全国共通ロゴマークが掲示されたお店です。

県外で利用される場合は、現在お持ちの「かごしま子育て支援パスポート」に左記の全国共通ロゴマークシールを貼り付け、協賛店で提示する必要があるため、市役所各支所の児童福祉係でシールの交付を受けていただくようお願いいたします。



かごしま子育て支援パスポート



全国共通ロゴマーク

子育て支援パスポート

妊娠中の方および18歳未満の子どもがいる世帯で曾於市に住民登録をしている世帯が交付をうけることができます。協賛店でパスポートを提示すると、店舗ごとに決められた買物割引など各種の特典・サービスを受けることができます。

パスポートの交付が必要な方や不明な点等がありましたら、市役所各支所の児童福祉係までご相談ください。

国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめは音声ガイドが対応します)

鹿屋年金事務所による年金相談

| 期 日 | 時 間 | 場 所 | 予 約 先 | |
|----------|----------------|---------------|----------|--------------|
| 4月26日(火) | 午前10時～ 午後3時 | 本庁 1階会議室 | 本庁 国民年金係 | 0986-76-8805 |
| 5月10日(火) | | 大隅支所別館 2階大会議室 | 大隅支所 市民係 | 099-482-5923 |

※鹿屋年金事務所による移動年金相談が上記の日程で開かれます。相談は無料ですが、予約が必要です。予約のない方の相談はお受けできません。また定員になり次第、締め切ります。

住所や氏名が変わったら年金の手続きも忘れずに！



住所や氏名が変わったら、年金の届出も忘れずに！



◆被保険者（60歳未満の方）

①国民年金加入中の方

市役所国民年金担当窓口、または年金事務所です住所・氏名変更の届出を行ってください。

届出がないと各種通知や納付書等が届かず、未納のままになってしまいます。

②厚生年金加入中の方

住所・氏名が変わった場合は、会社（事業所）が変更手続きをしますので、会社（事業所）の担当者へ報告してください。

◆待機者（60歳以上でまだ年金の受給が始まっていない方）

市役所の年金担当窓口で、住所や氏名の変更届を提出してください。

届出がないと年金受給の年齢になっても請求書がお手元に届きません。早めに手続きを行いましょ。

◆年金受給者

①住所が変わった時、年金請求の際に住基コードを登録されている方は住所変更の届出は不要です。ただし、住所と書類の送付先が異なる場合は、変更の届出が必要です。

◆被保険者（60歳未満の方）

②年金受給者で氏名が変わった時は、必ず氏名変更届を提出してください。その際に、住民票または戸籍謄本が必要です。なお、手続き後は年金を受給している口座の名義変更も早めに行ってください。



お勤めをやめた時、年金の切り替えも忘れずに！



60歳未満でお勤めをやめられた方は、国民年金への切り替え手続きが必要です。会社から渡された「健康保険厚生年金保険資格取得（喪失）連絡票」または「離職票」を、市役所の年金担当窓口へご持参ください。その際、年金保険料の免除申請についてのご案内をさせていただきます。

なお、お勤めが始まって厚生年金に入される場合、切り替え手続きは会社（事業所）が行いますので、個人での手続きは不要です。

※年金に関して疑問があれば、上記のお問合せ先までお気軽にお電話ください。

税チャンネル ～納税があなたを支えます！～

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係
 末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922
 財部 ☎ 0986-72-0932

平成 28 年度から軽自動車税の税額が変わります

↓↓ ご自分の車がどこに当てはまるかご確認ください ↓↓

◆原動機付自転車、軽二輪、二輪の小型自動車・小型特殊自動車（登録日に関係なく新税額へ変更）

| 車種区分 | | 旧税額 平成 27 年度以前 | 新税額 平成 28 年度以降 |
|----------|---------|-------------------|-------------------|
| 二輪 | 原動機付自転車 | 50cc 以下 | 1,000円 |
| | | 50cc 超 90cc 以下 | 1,200円 |
| | | 90cc 超 125cc 以下 | 1,600円 |
| | | ミニカー（50cc 以下） | 2,500円 |
| | 軽二輪 | 125cc 超 250cc 以下 | 2,400円 |
| 二輪の小型自動車 | | 250cc 超 | 4,000円 |
| 小型特殊自動車 | | 農耕作業用等 | 1,600円 |
| | | その他（フォークリフト等） | 4,700円 |

※小型特殊自動車の農耕作業用等とは型式認定番号の頭に「農」がつくものです。（例：農 1234）

平成 28 年度から軽自動車税の重課税・軽課税（グリーン化特例）が始まります！

◆軽四輪車・軽三輪車（登録日と経過年数に応じて税額が決定）

| 車種区分 | | | 旧税額 (平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両) | 新税額 (平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両) | 重課税額 (最初の新規検査から 13 年を経過した車両) 経過した翌年度から課税 |
|-------------------------|----|-----|---|--|---|
| 軽四輪車 (総排気量 660cc 以下) | 乗用 | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
| | | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 | 8,200円 |
| | 貨物 | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 |
| | | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 | 4,500円 |
| 軽三輪車（総排気量 660cc 以下） | | | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 |

注意：最初の新規検査とは自動車検査証の「初度検査年月」です。

軽課税（グリーン化特例）・・・排出ガス性能および燃費性能の優れた車両に対して、税額が軽減される措置です。対象車は下表のとおり軽減されます。（※軽課税（グリーン化特例）は平成 28 年度に限ります）

| 車種区分 | | 新税額 | ① 75%軽減 | ② 50%軽減 | ③ 25%軽減 | |
|-------------------------|----|--------|---------|---------|---------|--------|
| 軽四輪車 (総排気量 660cc 以下) | 乗用 | 自家用 | 10,800円 | 2,700円 | 5,400円 | 8,100円 |
| | | 営業用 | 6,900円 | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
| | 貨物 | 自家用 | 5,000円 | 1,300円 | 2,500円 | 3,800円 |
| | | 営業用 | 3,800円 | 1,000円 | 1,900円 | 2,900円 |
| 軽三輪車（総排気量 660cc 以下） | | 3,900円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | |

注意：自動車検査証の「初度検査年月」が平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月までの車両に限ります。

| 対 象 車 | | | |
|-------|---------------|----|----------------------|
| ① | 電気自動車・天然ガス自動車 | | |
| ② | ガソリン車 | 乗用 | 平成 32 年度燃費基準 + 20%達成 |
| | | 貨物 | 平成 27 年度燃費基準 + 35%達成 |
| ③ | ハイブリッド車 | 乗用 | 平成 32 年度燃費基準達成 |
| | | 貨物 | 平成 27 年度燃費基準 + 15%達成 |

※②③は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限る。

ゴールデン・ウィークのクリーンセンター業務について

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934

曾於市クリーンセンター G・W 業務日

| 平成 28 年 | | | | | | | | | | | |
|---------|-----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年 | 月 | | | | | | | | | | |
| 4 月 | 5 月 | | | | | | | | | | |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 日 | 曜 | 曜 | 曜 | 曜 | 曜 | 曜 | 曜 | 曜 | 曜 | 曜 | 曜 |
| 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 業 | 務 | 休 | 業 | 務 | 休 | 業 | 務 | 休 | 業 | 務 | 休 |
| 業 | 務 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 |
| 業 | 務 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 |

※みんなのまちをきれいにしましょう。

※家庭ごみの焼却・不法投棄は、法律で禁止されています。

※家庭ごみの市外への持ち出しはやめましょう。

ゴールデン・ウィークの業務について
 4月29日、5月1日、3日から5日までは業務を休止します。
 4月27日、28日、30日、5月2日、6日からは通常どおりの業務となります。

搬入時間
 ▽月曜日～土曜日：午前8時30分～午後4時30分
 ▽第3日曜日：午前9時～午後4時
 ※第3日曜日を除く日曜日、祝日は休みです。

50kg以上は処理料がかかります
 個人の方が1回の搬入で50kgを越えると1kgあたり5円の処理料がかかります。処理料は現金でお支払いください。

ごみの分別はしっかりと
 搬入したごみの分別が悪い時はお持ち帰りいただく場合があります。

ごみは決められたとおりに分別して、市指定ごみ袋に入れて搬入してください。

ゴールデン・ウィークの自治会ごみ収集所の収集業務について

自治会ごみ収集所は、自治会役員の方々が大変苦勞して管理しています。

ごみを出す人、一人ひとりがマナーを守り、自分たちの自治会ごみ収集所をきれいにしましょう。



分別方法は冊子「ごみ分別の手引き」に記載されています。お持ちでない方は、本庁、各支所環境係までおたずねください。

ゴールデン・ウィークの収集業務について
 ゴールデン・ウィーク期間中の自治会ごみ収集所は、通常どおり収集を行います。

ごみ収集は、年間を通じて自治会ごみ収集所ごとに収集する曜日と収集するごみの種類を決めています。

ごみ袋は名前を書いて朝8時まで
 最近、ごみの分別が悪くなっているようです。自治会ごみ収集所にごみを出す時は、決められた分別方法を守って、指定ごみ袋に入れてください。

ごみ袋には名前を必ず書いて、収集日の朝8時までに出してください。時間を過ぎると収集に間に合わない場合がありますので時間を守るようお願いいたします。

指定ごみ袋の購入
 市の指定ごみ袋（燃やせるごみが黄色、燃やせないごみが赤色、資源ごみが透明）は、市内の各商店で販売していますのでお買い求めください。

資源ごみの分別にご協力をお願いします



下の写真は、曾於市内から排出された資源ごみです。分別の状況を調べたところ資源ごみ以外の物が混入しています。



布製のバッグ（①）やゴム製品（②）などの不燃ごみや、スリッパ（③）などの可燃ごみが多く見られます。



最近、特に多いのが紙製容器（④）の混入です。

カップ麺の容器や紙製パックなどの混入が多く見られます。製品表示を確認し、紙製容器は可燃ごみとして分別しましょう。



その他、衣類（⑤）や帽子（⑥）、ストッキング（⑦）など様々な物が混入しています。

このように混入物が多いとリサイクルされず、そのまま廃棄処分されます。

市作成の「分別の手引き」に従って適正に分別しましょう。

“混ぜればごみ 分ければ資源”

本庁 市民課環境係 ☎ 0986-76-8805 大隅 地域振興課環境係 ☎ 099-482-5923 財部 地域振興課環境係 ☎ 0986-72-0934

4月1日から市役所組織の一部が変更になります

お問い合わせ先

総務課 ☎ 0986-76-8801

社会情勢が変化するなか、新たな行政需要に迅速かつ的確に対応するため組織機構の整備を行います。4月1日から、市役所組織の一部が次のとおり変わります。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 28 年度機構改革の概要

1 介護福祉課の設置

福祉介護業務、地域包括ケア業務の機能・体制強化を図るため、保健課を分割し、介護保険・福祉事務などを所管する介護福祉課を設置します。また、地域包括支援センターを生きいき健康センター内へ、在宅介護支援センターを末吉中央公民館、財部中央公民館、大隅支所内へ移転します。

2 商工観光課の設置

商工業・観光振興を図るため、経済課を分割し、商工観光課を設置します。商工観光課に商工業振興、ブランド認証、流通、ふるさと納税などの事務を移管し、経済課を農林振興課に名称変更します。併せて、ブランド推進室を営農推進室に、ブランド推進係を特産園芸係に名称変更し、加工品開発・6次産業化推進などの業務を行います。

3 企画課広報統計係、男女共同参画係の名称変更

企画課広報統計係を総合PR係へ、男女共同参画係を男女参画・協働推進係へ名称変更します。

4 建設課教育施設係を教育委員会へ移管

教育委員会と建築技術職員の連携強化、効率的な事務推進を図るため、建設課教育施設係を教育委員会総務課へ移管します。

| 平成27年度まで（旧） | | 平成28年度から（新） | |
|-------------|-------------|------------------------|-------------|
| 企画課 | 地域創生推進室 | 企画課 | 地域創生推進室 |
| | 企画政策係 | | 企画政策係 |
| | 定住推進係 | | 定住推進係 |
| | 広報統計係 | | 総合PR係 |
| | 男女共同参画係 | | 男女参画・協働推進係 |
| | 企業誘致推進係 | | 企業誘致推進係 |
| 保健課 | 健康推進係 | 保健課 | 健康推進係 |
| | 国民健康保険係 | | 国民健康保険係 |
| | 介護保険係 | 介護福祉課 | 介護保険係 |
| | 地域包括支援センター係 | | 地域包括支援センター係 |
| | 福祉係 | | 福祉係 |
| | 子育て支援センター係 | | 子育て支援センター係 |
| 経済課 | 農政係 | 農林振興課 | 農政係 |
| | 森林整備係 | | 森林整備係 |
| | 森林保全係 | | 森林保全係 |
| | ブランド推進室 | 営農推進室 | 営農推進係 |
| | 商工観光係 | | 特産園芸係 |
| | 営農推進係 | | |
| | ブランド推進係 | 商工観光課 | 商工・ブランド推進係 |
| | | | 観光係 |
| 建設課 | 管理係 | (大隅支所) 教育委員会 総務課 | 総務係 |
| | 土木係 | | 学校管理係 |
| | 建築係 | | 教育施設係 |
| | 住宅建築係 | | 学校給食係 |
| | 教育施設係 | | |
| | 用地係 | | |
| | 計画係 | | |

介護福祉課からのお知らせ

お問い合わせ先

介護福祉課 ☎ 0986-76-8824

☎ 住 場
所 所
0986-76-8824
末吉町二之方2342番地2
そお生きいき健康センター内



地域包括支援センターの移転
曾於市地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士および主任ケアマネジャーなど専門スタッフが中心となり、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面で支援を行っています。
平成28年4月1日から、本庁保健課内から「そお生きいき健康センター」内へ移転します。

在宅介護支援センターの移転および名称の変更

在宅介護支援センターは、『地域福祉相談センター』に名称を変更します。地域福祉相談センターには、社会福祉士や看護師等の資格を有した専門スタッフを配置しており、包括支援センターや関係機関と連携し、よりよい在宅生活がおくれるよう支援を行います。来所による相談や訪問、電話等により、身近な相談窓口としてご利用いただけます。

平成28年4月1日からの新名称および場所は下記をご覧ください。

相談

「足が痛くて買い物に行けない」
「一人暮らしが不安」
「最近もの忘れが増えてきている」
「みんなと交流したい」



地域福祉相談センター

| 名称 | 住所 | 電話番号 |
|--------------|------------------------------|--------------|
| 大隅地域福祉相談センター | 大隅町岩川 5629 (大隅支所 1階) | 099-482-6333 |
| 末吉地域福祉相談センター | 末吉町本町 2丁目 12-1 (末吉中央公民館内) | 0986-76-7382 |
| 財部地域福祉相談センター | 財部町南俣 460-1 (財部中央公民館内) | 0986-72-3732 |

入院時の食事負担額の変更についてと温泉券の案内について

お問い合わせ先

本庁 保健課 国民健康保険係 ☎ 0986-76-8806 大隅 保健福祉課 保健係 ☎ 099-482-5924
 財部 福祉課 保健係 ☎ 0986-72-0935

入院時の食事負担額の変更について

国民健康保険および後期高齢者医療保険の方は、4月1日から入院時の食事負担額が1食あたり260円から360円に変更となります。

ただし、左記の方は入院時の負担額は従来通りで、変更はありません。

- ▽小児慢性特定疾病や指定難病（例・パーキンソン病など）の患者の方
- ▽3月31日時点で精神病床に1年以上継続して入院し、引き続き入院する患者の方
- ▽「限度額適用・標準負担額減額認定証」（国民健康保険の方は青色の紙、後期高齢者医療保険の方は薄黄色の紙）をお持ちの方で「適用区分」の欄が「オ」「低Ⅱ」「低Ⅰ」（いずれも住民税非課税世帯）となっている方。

【表】「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方の食事負担額（従来通り）

| | | |
|----------------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 70歳未満の国民健康保険の方 | 「医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の「適用区分」の欄が「オ」 | 1食あたり 210円 (入院90日超の「長期入院」) |
| 70歳以上の国民健康保険および後期高齢者医療保険の方 | 「医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の「適用区分」の欄が「低Ⅱ」 | に該当となった場合は、1食あたり 160円) |
| | 「医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の「適用区分」の欄が「低Ⅰ」 | 1食あたり 100円 |

「後期高齢者医療保険限度額適用・標準負担額減額認定証」(紙は薄黄色)のみほん

「国民健康保険医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(紙は青色)のみほん

温泉券の案内



注意
 交付は4月～翌年3月の間1回限りです。再交付できません。

申請方法
 上記問い合わせ先の窓口で保険証または免許証と印鑑を持参の上、申請して下さい。

65歳以上の市民の方(社会保険の方も含む)は、市の指定する温泉入浴施設で使える1回200円割引の温泉券30枚の交付が受けられます。

住宅取得祝金等支給制度

住宅を新築または購入した方に、お祝いとして現金と曾於市が発行する商品券を支給します

お問い合わせ先

企画課・各支所地域振興課 地域振興係

末吉 ☎ 0986-76-8802

大隅 ☎ 099-482-5921

財部 ☎ 0986-72-0931

対象者

市内に居住するため住宅を新築または購入した方
申請

新築・購入の日以後1年以内に申請してください。

なお、新築・購入の基準日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付とします。

基本の祝金等

市内業者による新築

商品券10万円分、現金10万円

市外業者による新築

商品券5万円分、現金5万円

未入居の建売住宅購入

商品券5万円分、現金5万円

右記以外の中古住宅購入

商品券2万5千円分、現金2万5千円

※中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が10年以上見込まれるものです。

転入者加算

転入して1年以内の方には、商品券5万円分と現金5万円を加算します。なお、本市から転出後3年以内の再転入は対象外とします。

支給対象外となるもの

- ・市の定住促進住宅
- ・用分譲地への新築
- ・市税等の滞納者
- ・住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金を受けた方



曾於市住宅取得祝金交付式

1月12日に行われた住宅取得祝金等交付式



末吉中学校



財部中学校



大隅中学校

桜

卒業記念に「さくら」を植樹

平成27年度曾於市立中学校の卒業記念に、曾於市の市木である「さくら」の植樹を行いました。

記念樹は、卒業生がこの学校で3年間を過ごした証として植えるものです。

さくらの木は、みんなの思い出と夢を栄養に、毎年きれいな花を咲かせることでしょう。